

平成 27 年度 大学の世界展開力強化事業 面接審査実施要領（案）

平成 27 年 3 月 日
 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

1. 目的

「大学の世界展開力強化事業」における優れた事業を選定するため、審査部会において、「構想調書」の内容等について、構想責任者等に対し面接審査を行う。

2. 面接審査の進め方

(1) 時間の配分

・ 事業責任者等からの説明	15分以内	} 計40分以内
・ 質疑応答	15分以内	
・ まとめ	10分程度	

※時間の配分は目安であり、審査体制、面接審査件数等を踏まえ、審査部会において決定する。

(2) 説明者

- ・ 説明者は、申請内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ・ 出席者は、構想ごとに、原則として学長又は副学長・理事（国際担当）等、事業責任者及び実施担当者を含めて4名以内とする。

(3) 説明内容及び資料

- ・ 計画調書に基づき、別途定める書式で作成された資料により説明を行う。

3. 面接審査に当たっての留意事項

- (1) 面接審査における使用言語については、原則日本語の使用を求めることとする。
 ただし、出席者に日本語での対応ができないものを含めることは差し支えないこととする。その場合、質疑応答を円滑に行える環境確保（他の出席者が通訳するなど）に配慮すること。
- (2) 事業責任者等からの説明が終了した後、質疑応答を行う。
- (3) 「質疑応答」では、効率性の観点から、書面審査結果及び説明された内容のうち、さらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとし、計画調書に記載されている内容をあらためて質問することはできる限り避けることとする。
- (4) 委員は、審査基準に基づき、構想ごとに面接審査評価書に評価結果を記入する。その際、書面審査でのコメント等を参考とする。面接審査の評価結果については、事務局にて集計し、取りまとめた後、審査部会に報告する。

(5) 審査部会は、書面審査結果及び(4)により報告された面接審査の評価結果を踏まえ、合議により優先順位を付した採択候補(案)を決定する。

4. 面接審査出席者への注意事項

- (1) 面接審査説明者は、進行状況により開始時間が早まることを想定して、当該申請面接審査開始時間の30分前に面接審査会場前に参集すること。
- (2) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (3) 面接審査内容の録音及び録画は、禁止する。